

平成 29 年度

茨木市住宅用太陽光発電システム等

設置事業補助制度のご案内

募 集 期 間

平成 29 年4月3日(月)～平成 30 年3月 16 日(金)

太陽光発電システムは電力需給開始日より6ヶ月以内、
その他の設備は設置日より6ヶ月以内に申請してください。
予算の範囲内で先着順に受け付けます。

市では地球温暖化対策の一環として、家庭における新エネルギー機器・省エネルギー機器の普及を促進するため、太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）※・太陽熱利用システムを設置した方に対して設置費用の一部を補助します。

※家庭用燃料電池（エネファーム）は太陽光発電システムと同時申請の場合のみ補助します。



茨 木 市

注意点

- ・様式を昨年度から一部変更しています。昨年度の様式での申請はできません。
- ・家庭用燃料電池は太陽光発電システムと**同時申請のみ**補助対象です。
- ・太陽光発電システムは**電力受給開始日から**、その他の設備は**設置日から6か月以内**に申請してください。募集期間内であっても6か月を超えた場合は**補助対象外**です。
- ・提出書類には朱肉を使った印を押し、間違えた場合は二重線で訂正して申請書と同じ印で訂正印を押ししてください。(修正液等は使用しないでください。)

補助制度概要

◆補助対象システムと補助金額

| 対象設備 | 補助金額 |
|---------------------------------|-------------------------|
| 太陽光発電システム（容量10kW未満） | 1kWあたり12,500円、上限50,000円 |
| 太陽光発電システムと同時申請の家庭用燃料電池（エネファーム）※ | 40,000円 |
| 自然循環型太陽熱温水器 | 30,000円 |
| 強制循環型ソーラーシステム | 40,000円 |

※燃料電池発電ユニットを既設の給湯器に設置する場合は補助対象外です。

～太陽光発電システムの補助金額計算方法（例）～

215Wのパネルを15枚設置した場合

①最大出力値の計算

$$215\text{W} \times 15 \text{枚} = 3225\text{W} = 3.225\text{kW} \Rightarrow \underline{3.23\text{kW}}$$

②補助金額の計算

$$3.23\text{kW} \times 12,500 \text{円/kW} = 40,375 \text{円} \Rightarrow \underline{40,300 \text{円}}$$

小数点以下3桁目を四捨五入

100円未満を切り捨て

◆応募要件

- ①本市の住民票に記載されている個人がその住所において、対象システムを設置していること。(設置後の申請です。)
- ②太陽光発電システムは電力会社と電力の受給契約を開始した日から、その他の設備は設置日から**6か月以内**の申請であること。
- ③納付すべき納期限の到来した市税を**完納**していること。
(未納や分納中のものがある場合は補助を受けられません。)
- ④過去に茨木市から補助を受けようとしている設備と同一種類の設備の補助金を受けていないこと。
- ⑤中古、自作品でないこと。

◆募集期間

平成 29 年4月3日(月)～平成 30 年3月 16 日(金)

※土、日、祝祭日は除きます。※予算に達した場合は受付を終了します。

◆提出書類

提出する際には、チェックシートで不備が無いか必ずご確認ください、申請書類と併せてご提出ください。

【各設備共通】

1. 申請書（様式第 1 号）
- ※ 2. 設備の設置費に係る領収書の写し
- ※ 3. 設備の設置費に係る内訳明細書の写し
4. 申請者の住民票（申請日前 3 月以内を取得したもの）
5. 同意書（様式第 2 号）
6. 誓約書
- ※ 7. (申請者と住宅の所有者が異なる場合)建物の所有者の承諾書
8. (申請者が自ら居住する集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合)建物の所有を証明する登記事項証明書

【太陽光発電システム】

- ※ 9. 竣工検査の試験記録書 ※
10. 太陽光発電システムの設置状態を示すカラー写真
11. 電力会社との電力需給契約の内容が確認できる書類

【家庭用燃料電池・自然循環型太陽熱温水器・強制循環型ソーラーシステム】

13. 機器の設置状態を示すカラー写真
14. 保証書等の設置日が記載された書類の写し

※2, 3, 7, 9 は所定の様式はありませんが、記入様式を市でも用意しております。

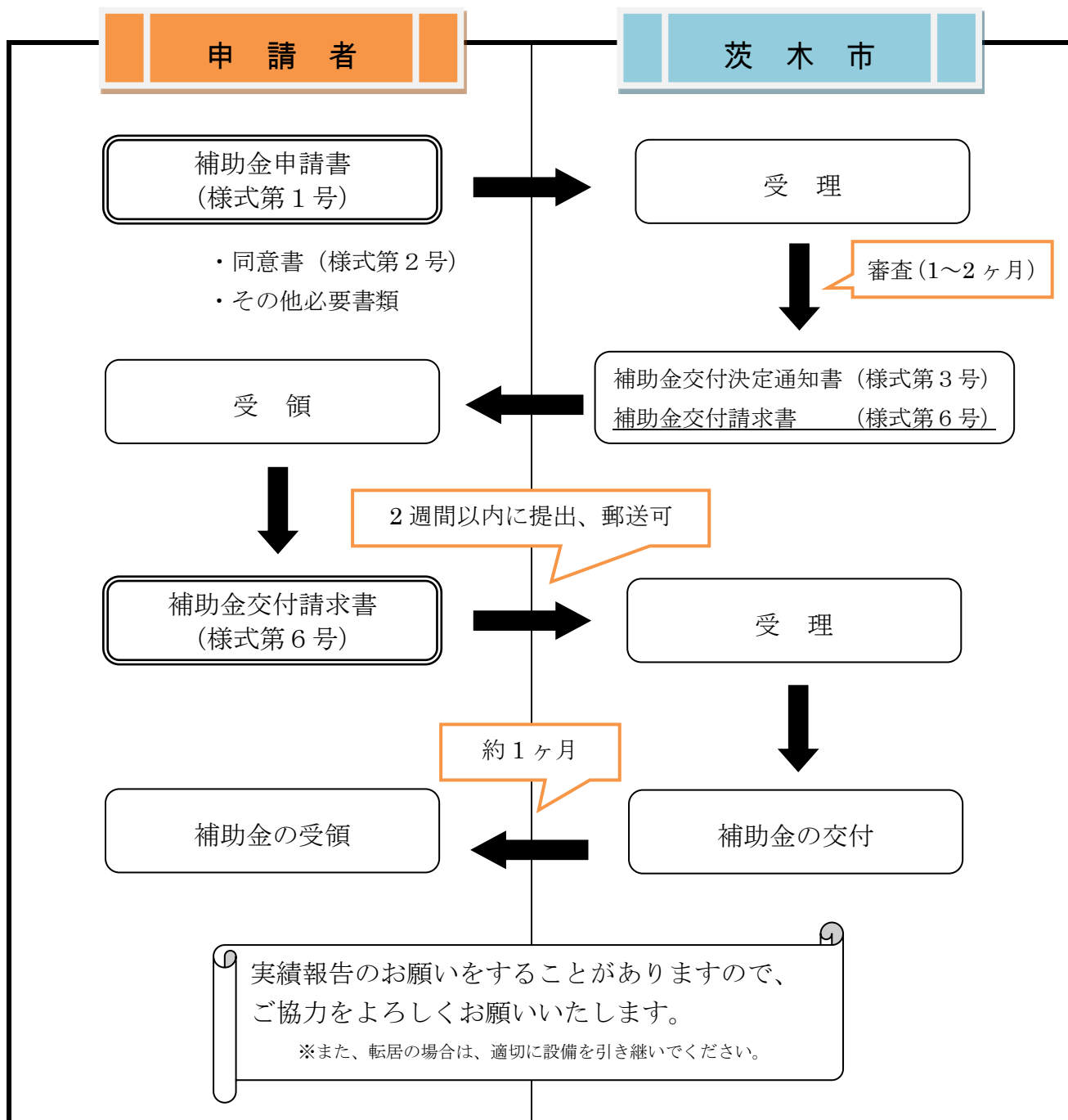
市の様式を使用する場合は原本をご提出ください。

※7 と 8 は必要な方のみ。

※場合によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

◆申請から交付までの流れ

二重線で囲んでいる書類は、申請者の方から市へ提出していただくものです。



<問い合わせ・申し込み先>

茨木市 産業環境部 環境政策課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 本館2階⑬番窓口

TEL : 072-620-1644

FAX : 072-627-0289

E-mail : kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

HP : <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/index.html>

